

平成30年度 公益法人鳥取県人権文化センター 第2回通常理事会議事録

- ・日 時 平成31年3月6日(水) 13:30～14:35
- ・場 所 鳥取県人権文化センター2階 会議室(鳥取市扇町21)
- ・出席者数 10名(内訳:理事9名、監事1名)
- ・出席者名簿 別紙のとおり
- ・議 題 別添資料のとおり

事務局 ただいまから、平成30年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回通常理事会を開会いたします。

はじめに会議定足数について申し上げます。本日は理事15名中、9名の理事にご出席をいただいております。定款第32条の規定により本理事会が成立しましたことをご報告いたします。また、本日は本川監事にもご出席をいただいております。はじめに、当センターの田中会長からご挨拶を申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。私のところではふきのとうがどんどん出てきまして春の息吹を感じる時期となりました。また、梅が早くも満開で例年よりも1か月以上早いということで、こんな暖かいと梨農家の皆さんは虫が冬に死なないということで作柄を今から心配しておられるということです。今日は3月6日啓蟄の日ということで、虫がそろそろ動く頃になるのですが、若桜線のバスの運転手さんが、路上で蛇を見たといわれて、今年はどうな気象になるのかなと色々案じたりしているところです。

理事の皆様には何かとお忙しい中、都合をつけて、ご出席いただき有り難うございます。平成も残り少なくなりました。日々、国の安寧と人々の幸せを願い、国の象徴としていかにあるべきか模索し続けられた天皇陛下は、相次ぐ災害時には我がこととして寄り添ってこられました。在位30年の式典のお言葉には日本中の皆が心を打たれたことと思います。

さて、部落差別解消法が施行されて2年が経ちますが、センターでは、「部落問題」をテーマとして調査研究を進めているところです。2月に倉吉市で中間報告会を開催しております。今後の部落問題学習をどう展開していくのかということに焦点をおいて進めているところです。今年度はネットモニタリングを行い、インターネット上の差別書き込みの実態も明らかになりました。昨日も地元の八東で参加型の研修があってセンターの方から研究員にきてもらい好評でしたが、差別解消に向けて取り組んで参りたいと思います。

本日は主に平成31年度の事業計画案と予算案についてご審議いただく予定です。限られた時間ですが、理事会を実りあるものになりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

事務局 次に、議長の選出ですが、定款第31条の規定により、理事会の議長は会長が行うことになっております。では、田中会長よろしく申し上げます。

議長 議長の田中でございます。理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事進行を図りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。議案第1号「平成31年度事業計画（案）」及び議案第2号「平成31年度当初予算（案）」について、事務局から説明してください。

事務局 （「平成31年度事業計画（案）」及び「平成31年度当初予算（案）」について説明）

議長 ただ今、平成31年度事業計画（案）及び平成31年度当初予算（案）について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

内田理事 研修事業の2頁のところですが、ネットワーク・ファシリテーターというのは、人権学習ファシリテーターということですか。

事務局 人権学習ファシリテーターという言葉は、養成講座、実践講座という人材育成系の研修事業の中で今年度は使っておりました。来年度は、それはありません。ここで言っているネットワーク・ファシリテーターというのは、当センターの使っている固有名詞です。ネットワーク・ファシリテーターという名称で当センターの依頼に応じて県内の様々な人権研修のワークショップに自分たちも関わってやっていこうという意思を示してくださった方々を登録してやっているのがネットワーク・ファシリテーターです。

内田理事 ネットワーク・ファシリテーターというのは、要するにベテランという意味ですか。

事務局 ベテランという意味ではありません。かなりベテランの方もいればまだ自分一人でワークショップをやっていくということが難しい方もおられます。できあがりの様子は各個人で違います。

内田理事 この23名の方がもう増えないということですか。

事務局 増える方法というのは、二つありまして、一つは当センターがやっている様々な養成講座等に出ていただいて、そこで力量をアップさせる、全く知らない状況の中でワークショップとはどういうものか、ファシリテータ

一というのはどういうことをするのかを理解した上で今後も学び続けたいということで手を挙げて入られる方もおられます。あとは、養成講座とは関係なく、そもそもそういうことに興味があって自分なりにやってきたキャリアがある方、この二つです。増えないのかという問題については、来年度には養成系のものはありませんので、一つ目のルートで入ってくる人はいないわけです。二つ目のルートの自分がこれまでやってきて、センターがこういうことをやっているのを知って登録したい、あるいは、センターが是非登録していただきたいという方を見つけた場合はスカウトするということはあります。

内田理事 養成講座はなぜないのかと思ったものですから。23名で養成できたから、それで回っていくということなのか、新しい人に入ってもらって、養成講座は養成講座でやっていくということは来年度はないのですか。

事務局 実際、そのところは苦慮しているところです。来年度、養成講座系のものがなくなった理由というのが、各所からの要請があって、昔やっていたまたセンターで始めてくれないかということで始めたのですが、県内の1か所に皆さんに日にちを決めて集まって来てもらうというのが、今、それぞれの各地の人権啓発に携わっている方々がかなりお忙しくなっています。一日で講座が完了できるレベルのものは物足りなくて、結局、何日かにわたることがあるのですが、この日は行けるけどこの日は行けないということで、そうすると出たり出れなかったりで、結局、講座自体の参加をあきらめてしまう方があるということと、ワークショップに関してはそれぞれの市町村で導入のされ方というのがかなりまちまちで、ある程度固定化してきているということと各自の啓発される方々のワークショップの現在の力量というのがかなり変わってきていて、ターゲットをここにというのが置きにくいという状況にあるということが昨年度と今年度の2年養成講座をやってみてわかったことです。一斉型の皆が集まってやる講座というのはもう難しい時期にきているというのが結論でしたので、今年度の事業からは養成講座を抜いています。

ご心配のとおり、養成講座があれば、そこで色々な人と私どもが接しますし、その中でこの人をスカウトするとか、そこに参加した方々が是非ネットワーク・ファシリテーターに登録したいということは大きなルートではありましたが、それは無くなってしまったというのが一つあります。

今後、二つ目のルートがあると言いつつも実際のところ、それは少なく、今後数が増えていくのかどうかというのは微妙なところです。今23人いますが、23人が十分な数かどうかですが、結局、23人が同じレベルの人かということ、二人三脚で走らなければいけない人もいれば、一人でできる人もいて、どこがゴールなのか見えづらくなってきたということがあります。

そこで、当センターの中で考えておりますのは、ネットワーク・ファシ

リテーターという制度自体が制度としてやっていくためのビジョンというか今後の展望というのが描きにくくなっています。

そうやって制度として持ってしまうよりはワークショップをやっていきたいという人に対しては、勿論、センターの職員がその人をサポートしながらやっていくというのは、例えば、ネットワーク事業の中ですでにやっておりますし、あと講師派遣という形でワークショップをやる方を紹介するというのもまたそこもやっているところでもありますので、ネットワーク・ファシリテーターという制度を廃止して、それぞれの人に合わせた形でその都度柔軟に動いていくというやりかたの方がいいのではないかという議論をしています。来年度は、このネットワーク・ファシリテーターという制度をやっていきたいと思っておりますが、31年度でこの制度を終了させるべきか、あるいは新たな方法でここを活性化していくべきかの判断をしていきたいと思っております。

内田理事

ネットワーク・ファシリテーターのネットワークというのはどういう意味なのですか。

事務局

元々は、県内の各所にこのネットワーク・ファシリテーターに登録しておられる方がいて、その方々がお互いに連携しながら、例えば同じようなエリアのネットワーク・ファシリテーターの登録者がお互いに集まって自分たちでプログラムを作っていくながら連携してやっていくというイメージをしていました。当初のセンターのイメージとしてはもっと自立的なとか、どちらかというセンターは世話役であり、その方々の自発性と主体性をもってやっていただくような形を想定していたのですが、実際はなかなか難しかったというのが現状です。関係者でこういうことに興味がある方はたくさんおられるのですが、自分のところの仕事があったり、本来の業務で忙しくて、その忙しさを超えてまでネットワーク・ファシリテーターと連携してやるかというところが難しい。それをやろうと思ったらセンターが出て行ってアポイントをとって二人を合わせてとかなり丁寧にやっていかないと動かないということがありました。そういう意味では、当センターがここにかかるコストの部分と実際に効果としてあがってくるものというのが当初の予想を裏切る形となっております。今後これをどうするかというのは、元々当センターがイメージしていた主体的なネットワーク・ファシリテーターの状況というのは何らかの形で作れるのか、作れないということであれば制度として持ってしまうと全体として動くよりは個別の人々に支援していった方が間尺に合うのではないかと考えておりますので、そのへんの判断をしていくことになると思います。

内田理事

ネットワーク・ファシリテーターに謝金を出しているのですか。出しているとすると、それはいくらですか。

事務局

センターが依頼に応じてネットワーク・ファシリテーターを講師として派遣する場合は、派遣先の方から謝金を出していただくようお願いしています。ただし養成途中の人については、当センターから出しています。派遣先から謝金を出していただく場合は、1時間あたり6千円を目安としています。ただし、これはセンターが紹介する場合で、派遣先が講師と直接、交渉する場合もあります。

福田理事

県の方でも悩んでいるところは、県庁職員なり市町村職員なりの自身の研修、あと企業関係の研修をどう進めていくかということがあります。それを考えていくときに、どんな研修をしたらいいのだろうか、それからどんな講師の適任者がいるのだろうか、そういう話から始まるわけですが、県の方でも情報は持っています。人権文化センターの方でも持っておられる。あちらこちらにあるのですが、そのへんをある程度一元化していつてできないかなという話をしています、この事業のところという機関紙の話がありました。一度議論があつて、会員さん向けにこんな事業をやっているという方向にシフトしなければいけないという話があつたのですが、機関紙というのは、そういった情報というか、細かいことは書けません。こんな人がいるとか、こういうやり方でやるとか、研修を企画するのに役立つようなものを入れ込む方が中心になるということで、先ほど重心をそっちの方にシフトされると言われていたののでいい方向なのかなと思いましたが、そういうことをやらないと今賛助会員さんが減っている状況ですが、地域での人権研修も大事ですが、学校教育も大切ですが、社会人の職場、団体そういうところがしっかりと人権研修をやつていただく、それを全部出向いていく訳にはいかないの、それを考えていただくための材料を提供する一助を人権文化センターでも担っていくというか、そういったことができるような形にもつていければいいのかなと、内容を考えていただくときにそういうことを配慮していただきたいと思つています。

福田理事

インターネットを活用した情報発信の関係ですが、フェイスブックを人権局でも始めました。ホームページとのリンクという格好でやっているのですが、また人権文化センターと良い関係を結んで相互にやれば拡散が図れると思つていますのでいい具合にやりたいなと思つています。

それから、ネットモニタリングの関係ですが、委託は今年度で終わりました。終わりましたから、はいお終いという訳ではなくて、今進めようとしているのは、同和対策協議会、メンバーは市町村とか運動団体の関係者がおられますが、そういうところがネットワーク組織で一緒にやりましょうということで今月中に組織を立ち上げようと思つています。そのときに人権文化センターも一緒にと考えています。

内田理事

その件で、昨日の日本海新聞に部落解放同盟の全国大会が閉幕したという記事が載つていまして、その中でインターネット上の部落問題をめぐ

フェイクニュースが拡散しているとして地方自治体に削除を求めることを盛り込んだ活動方針を採択したと書いてありましたが、そこはどのようなのですか。今年度ネットモニタリングをされた訳でしょう。削除までいけるのですか。

福田理事 削除までは行ってないです。基本的には当事者が削除要請しないと削除はできません。第三者が「いけないから削除してよ」ということにはならないのです。そのへんの難しさがあるのです。今回委託した分でいうとそれが第一義的な目的ではなく今現状どうなのか、それを分析して啓発とかやっていこうということなのです。削除の問題は残っています。それをどうしたらいいのかを関係者がよく知っていないのです。だから一緒に学びながら、できるものはしていけるようにしようというのを今立ち上げようとしているということです。

内田理事 削除できないのなら、フェイクニュースに対抗して本当のことをネットに載せるというやり方できないのですか。

福田理事 正しい情報をあげようと、だからそっちの方に皆さんアクセスして、検索上位にあがるようにしてくださいというのは今動いています。

谷口理事 4頁の人権相談事業。電話、面談、メール等とそういう話ですが、私のところで、自殺予防対策の関係で県の健康政策課の情報だと思ったのですが、自殺者、自死者が多い時期、例えば夏休み明けとかに期間限定で若者を対象とした相談事業というのがありました。そのツールが、ラインだとかツイッターであるとか若い人が取っつきやすいツールを使って、大変、実績、効果があったということで通年にしてはどうかという話がありました。若い年代に向けてのツールとしては電話とかは多分しないと思いますので、ラインやツイッターを模索されてはどうかと思います

議長 他にご意見がないようですので、平成31年度事業計画(案)及び平成31年度当初予算(案)について、原案のとおり総会に諮ることとしてよろしいでしょうか。

理事 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議長 次に、議案第3号「平成30年度補正予算(案)」について、事務局から説明してください。

事務局 (「平成30年度補正予算(案)」について説明)

議 長 　　ただいま、平成30年度補正予算（案）について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

理 事 　　（意見なし）

議 長 　　ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議 長 　　次に、議案第4号「定款の一部改正（案）」について、事務局から説明してください。

事務局 　　（「定款の一部改正（案）」について説明）

議 長 　　ただいま、「定款の一部改正（案）」について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

内田理事 　　定款34条は「出席した会長」となっていますが、会長は代表理事ですから、「出席した代表理事」と解釈できないのでしょうか。

事務局 　　それは当センターも主張したところですが、法務局は「出席した代表理事」と条文にはっきり書かなければだめということでした。センターの代表理事には、会長と副会長がおられますので、代表理事イコール会長ではないということです。

議 長 　　ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議 長 　　次に、議案第5号「役員を選任（案）」について、事務局から説明してください。

（「役員を選任（案）」について説明）

議 長 　　ただいま、「役員を選任（案）」について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

理 事 　　（質問なし）

議 長 　　ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議 長 　　次に、議案第6号「総会の招集」について事務局から説明してください。

事務局 　　（「総会の招集」について説明）

議長 ただいま、「総会の招集」について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

理事 (質問なし)

議長 ご意見がないようですので、原案のとおり総会を招集することとします。

議長 次に、報告事項についてですが、定款第22条第6項の規定に基づき、会長、副会長、常務理事の職務の執行状況の報告を行います。まず、会長の私から報告します。

田中会長 別紙のとおり報告します。

前田副会長 別紙のとおり報告します。

佐々木
常務理事 下半期の執行状況を報告します。10月30日の第2回臨時理事会に出席したほか、事務局では、平成30年度及び31年度の2か年をかけて「部落問題」をテーマとして調査研究事業を行っているところです。この中間報告会を2月27日に倉吉市で開催しました。人権学習ファシリテーターの専門講座の開催や市町村等の要請に応じて研修支援も可能な限り対応しました。人権相談事業や人権ひろば21の管理についても支障なく運営しました。以上報告します。

議長 その他何かありますでしょうか。

事務局 今後の予定ですが、当センターの今年度の臨時総会を3月25日(月)午後1時30分からふれあい会館で、来年度の第1回通常理事会を5月10日(金)午後1時30分から当センターで、定時総会を5月27日(月)午後1時30分からふれあい会館で、それぞれ開催する予定です。

田中会長 少し気になるのですが、欠席の理事の方への対策は何かあるのでしょうか。

事務局 お忙しくされていて、なかなかご出席いただけないのだろうと思いますが、個別にお尋ねするなどして、できる限り出席していただくようにしたいと思います。

福田理事 その関連で、機関紙の話でちょっとしたのですが、賛助会員が減っているというときに、個人もあるし企業もあるわけですが、センターの活動の何に賛助しているかということ振り返ると、ここに代表の方が出たいて、希望を言うということが一つ。そうではなくて、欠席されておら

れる方もあるし、広く一般の賛助会員さんがセンターに何を期待しているのか、何を求めておられるのか、何らかの形で把握して、それを事業に反映させた方がいいのかなど、県の考えるまま申し上げましたが、そういったところも今後考えていただけたらと思います。

内田理事 5月のゴールデンウィークに10連休がありますが、ここはどうなるのでしょうか。

事務局 「人権ひろば21」は土曜日と日曜日は開館、祝日は閉館という規定になっています。従って、今年は4月29日から5月6日までの8連休となります。

議長 予定した議事が全て終了しました。これで理事会を終了します。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

事務局 以上で、本日の理事会を終了します。お疲れ様でした。

平成31年3月6日に開催された、平成30年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回通常理事会の議事内容は以上のとおりです。

平成31年3月6日

議長 田中朝子 

監事 本川博孝 

(別紙)

平成30年度 第2回通常理事会(平成31年3月6日) 役員出欠表

理事名	現職等	出欠	備考
田中朝子	前鳥取県連合婦人会会長	○	
前田義機	鳥取県保護司会連合会会長	○	
今井久仁子	鳥取県民生児童委員協議会理事	×	
中田幸雄	前部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	×	
岡崎周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
梓島和江	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会長	○	
森田秀雄	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	×	
内田克彦	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
谷口直樹	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
大谷芳徳	鳥取県商工会議所連合会幹事長	×	
野間田憲昭	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	×	
福田忠司	鳥取県総務部人権局長	○	
亀屋愛樹	鳥取県市長会事務局長	○	
寺谷誠一郎	鳥取県町村会監事(智頭町長)	×	
佐々木満也	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席9名、×…欠席6名

監事名	現職等	出欠	備考
本川博孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	○	
政田孝	税理士	×	

平成30年度

公益社団法人 鳥取県人権文化センター
第2回通常理事会議案

日 時 平成31年3月6日(水)
午後1時30分から

場 所 鳥取県人権文化センター 2階会議室
(鳥取市扇町21)

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 平成31年度事業計画（案）について

議案第2号 平成31年度当初予算（案）について

議案第3号 平成30年度補正予算（案）について

議案第4号 定款の一部改正（案）について

議案第5号 役員を選任（案）について

議案第6号 平成30年度臨時総会の招集について

4 報告事項

5 その他

6 閉 会